

議案第179号

川崎市中原老人福祉センターの指定管理者の指定について

指定管理者を次のとおり指定する。

令和元年11月25日提出

川崎市長 福田 紀彦

管理を行わせる 公の施設の名称 及び所在地	指 定 管 理 者		指 定 期 間
	住 所	名称及び代表者名	
川崎市中原老人 福祉センター 川崎市中原区井 田3丁目16番2 号	川崎市中原区 上小田中6丁 目22番5号	社会福祉法人川崎市社会福 祉協議会 会長 佐藤 忠次	令和2年4月1日 から 令和4年3月31 日まで

参考資料

1 社会福祉法人川崎市社会福祉協議会の概要

設 立 昭和38年2月14日

資本総額 16億116万7,231円

職員数 理事21名、監事3名、職員549名

目 的 川崎市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。

- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (4) (1)から(3)のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- (5) 区社会福祉協議会の相互の連絡及び調整の事業
- (6) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
- (7) 共同募金事業への協力
- (8) 川崎市福祉パルの受託経営
- (9) 福祉人材バンクの業務の実施
- (10) ボランティア活動の振興
- (11) 川崎市あんしんセンター事業（日常生活自立支援事業、成年後見事業）
- (12) 福祉サービス利用事業

- (13) ふくし相談事業
- (14) 居宅介護等事業の経営
- (15) 介護保険法に基づく第1号訪問事業の経営
- (16) 障害福祉サービス事業の経営
- (17) 川崎市高齢社会福祉総合センター（人材開発研修センター・保健福祉研究センター）指定管理者
- (18) 社会福祉法人経営改善支援事業
- (19) 地域生活支援SOSかわさき事業
- (20) 老人いこいの家指定管理者
- (21) 老人福祉センター指定管理者
- (22) 老人福祉・地域交流センター指定管理者
- (23) その他この法人の目的達成のため必要な事業

2 指定の理由

川崎市中原老人福祉センターの指定管理者である社会福祉法人川崎市中原区社会福祉協議会が令和2年4月1日に社会福祉法人川崎市社会福祉協議会に吸収合併されることにより、指定管理者を指定する必要が生じたため。